

令和元年度第1回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議議事録

1 日時

令和元年8月2日（金）午後1時30分～午後3時

2 場所

寝屋川市立保健福祉センター5階 会議室1・2

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（30名中24名出席6名欠席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
- ウ 浜田 浜田・木村法律事務所 弁護士
- エ 青山 寝屋川市医師会 副会長
- オ 久保 大阪府助産師会寝屋川班 班長
- カ 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- キ 古山 大阪府寝屋川警察署 生活安全課 課長
- ク 林 大阪府中央子ども家庭センター 次長 兼 相談対応第一課 課長
- ケ 眞先 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署 副署長
- コ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 事務局次長 兼 総務課 課長
- サ 村田 大阪法務局 人権擁護部第2課 係長
- シ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- ス 友井 寝屋川地区人権擁護委員会 委員
- セ 山田 福祉部 次長 兼 保護課 課長
- ソ 勝浦 こども部 次長 兼 子育て支援課 課長
- タ 中村 こども部 次長 兼 保育課 課長
- チ 若林 学校教育部 学務課 課長
- ツ 川原 社会教育部 青少年課 課長
- テ 山口 学校教育部 教育指導課 課長
- ト 遠藤 寝屋川市総合教育研修センター 課長
- ナ 伊東 寝屋川市立保育所所長会 会長
- ニ 森本 寝屋川市民間保育所協議会 事務局長

- ヌ 九條 寝屋川私立幼稚園 園長会 会長
- ネ 有山 寝屋川市立小学校 小学校校長会 会長

(2) 欠席委員

- ア 上田 寝屋川市歯科医師会 専務理事
- イ 池峯 寝屋川市私立幼稚園協議会 会長
- ウ 一柳 寝屋川市立中学校 中学校校長会 会長
- エ 宮園 寝屋川市保健所 所長
- オ 阪本 人・ふれあい部 人権文化課 課長
- カ 西村 福祉部 次長 兼 障害福祉課 課長

(3) 事務局

- ア 岡本 こどもを守る課 係長
- イ 津田 こどもを守る課
- ウ 浅野 こどもを守る課
- エ 北中 こどもを守る課
- オ 橋本 こどもを守る課

(4) 実務者

- ア 山地 教育指導課 係長

4 会議内容

(1) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会 会長挨拶

はじめに、杉本会長より、要保護児童対策地域協議会の開催に伴い、挨拶がなされた。

(2) 議題

ア 会議の公開・非公開の決定

事務局・岡本（こどもを守る課）から、要綱第 12 条に基づき、代表者会議を原則公開とする旨の説明がなされ、委員からの異議がなかったことから、本会議の公開が決定した。

イ 報告案件

(ア) 大阪府の児童虐待の現状とその取り組みについて

林委員（大阪府中央子ども家庭センター）から、資料「大阪府における児童虐待相談の現状（平成 29 年度）」に基づき、以下のような説明が

なされた。

〔林委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

「①全国児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移」については、依然増加傾向にある。昨日、厚生労働省から公表された平成 30 年度の相談対応件数は 159,850 件で、平成 29 年度と比較して約 26,000 件の増加となっており、1 年間の伸びとしては過去最高を記録した。平成 30 年度については、東京都目黒区の事案、千葉県野田市の事案等があり、近隣の方々の関心及び関係機関との連携が進んだことが要因であると考えている。そのうち、大阪府においては、平成 29 年度に過去最高を記録したが、平成 30 年度は 12,208 件であり、過去最高を更新することとなった。

また、平成 29 年度の実績になるが「②大阪府における児童虐待相談対応件数の推移」では、心理的虐待の件数が増加している。要因として、近隣住民からの泣き声通告や警察からの面前 DV による通告等が増えている。

「③虐待の経路別相談対応件数」では、警察等からの通告が全体の約 45%を占めており、心理的虐待に係る通告が多い。また、警察等が取り扱う中で、身体的虐待も件数が多い。現場に臨場した際に、怪我、痣の有無の確認や、身体的虐待が疑われるかの聞き取りを丁寧に行っていたからと考えている。身柄を伴う通告も増えている。警察等に次いで、近隣知人からの通告が多く、全体の 14%となっている。これは、府民の方々の関心の高まりの表れであると考えている。次いで、児童相談所、家族が多い。児童相談所間では、転居に伴う引継ぎを行っており、遠隔地であっても出来る限り丁寧に引継ぎしている。

次に、「④被虐待児の年齢・相談種別件数」については、0 歳から 3 歳未満及び 3 歳から学齢前までの児童が全体の 41%を占めている。最近の傾向としては、中学生、高校生・その他の児童も全体の 25%となっており、以前であれば非行ととらえていた中学生、高校生の深夜徘徊等の背景に、養育拒否やネグレクト、暴力等を警察が把握し、通告となるケースが増えている。

「⑤虐待相談の主な虐待者」では、実母による虐待が全体の半分を占

めている。これは、実母に子育ての負担がかかっていることが要因として挙げられる。父親による虐待については、注意深く見守り対応することが必要と考えている。

平成 29 年度の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告によると、心中による死亡は全体で 65 人。そのうち虐待による死亡が 52 人であり、前年度より 3 人増加している。52 人のうち、0 歳児が 28 人であり、うち 14 人が 1 か月未満である。この報告においても母の遺棄や計画していない妊娠等という要因が 30%ということであるため、この数値からも母への育児支援が重要と考える。

「⑥立入調査・警察署長への援助要請」について、虐待通告を受理した事案のうち、ほとんどの場合は、訪問、保育園（所）、学校等で安全確認できているが、できない場合に警察署長に援助要請し、立入調査のうえ、安全確認や一時保護を行うことがある。

「⑦虐待相談対応における一時保護件数の推移」については、平成 29 年度の一時保護件数が 1,350 件であり、そのうち、1,178 件が職権保護である。大阪府では、一時保護を行う施設は満床のことが多い。一時保護となれば地域から離れることが多いが、安全が守られる場合は地域の里親に一時保護し、学校等に通学を継続することも子どもの安心につながると思っている。

最後に、「⑧市町村別虐待対応件数」について、寝屋川市は当センター管轄の 7 市の中で虐待対応件数の多さは 2 番目となっている。

このような状況の中、大阪府の取組として、児童福祉法改正にかかる児童相談所の体制を強化している。また、子ども家庭センターは、一時保護や施設入所等の重症度の高い事案に集中し、比較的軽度の事案については、子育て支援に経験のある NPO 法人に安全確認を依頼する取り組みも行っている。

(ウ) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会の取組について

辻副会長（こどもを守る課）から、寝屋川市要保護児童対策地域協議会の取組について、資料 2 に基づき、以下のような説明がなされた。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

平成 30 年度の寝屋川市要保護児童対策地域協議会の会議の実施回数は、代表者会議が 2 回、実務者会議が要支援児童の進行管理会議を含めて 17 回、個別ケース会議が 182 回であった。

平成 29 年度スーパーバイザーとして浜田弁護士・中村弁護士に来ていただき実務者会議への出席と月 1 回弁護士相談を開催している。

また、困難ケースの個別ケース会議にも出席していただき、適切な助言をいただいている。要保護児童対策地域協議会での台帳ケースには、精神疾患を抱える親もたくさんいることから、実務者会議に地域の精神科クリニックの精神保健福祉士に参加いただき、事例検討として助言いただいている。

次に、2「児童虐待相談種別実数と割合」では、寝屋川市の児童虐待相談の実数は 1,409 件である。また、平成 31 年 3 月 1 日時点の人口千人あたりに占める割合は約 6.1 件となっており、府内では、寝屋川市は 5 番目となる。これは、児童虐待の未然防止や早期発見における関係機関との連携が取れていること、市民意識が高いことが一因であると考えている。また、相談種別ではネグレクトが全体の 6 割弱を占めている。ネグレクトは、単なる育児放置の他に、ごみ屋敷等の家庭環境における衛生面、子どもを病院に連れて行かない等の医療面での放置、夜間における養育者の不在、養育者がいるにも関わらず児童の怪我が絶えないなど、児童の安全が確保できていない場合も含まれる。なお、児童虐待ではネグレクト、身体的虐待、心理的虐待等が複合的に生じている場合が多々あるが、主たる虐待の種別に基づき統計している。

次に、3「過去 5 年間ににおける児童虐待相談対応件数（実数）の推移」では、平成 26 年度から平成 30 年度まで、相談対応件数は増加傾向にある。虐待の種別として、親もしくは子どもに課題があり、子どもの行動に注意を払えきれず怪我を負ってしまう、子どもを家に残して外出してしまう、家の中の物が散乱しており不衛生である等のネグレクトが最も多い。

4「過去 5 年間ににおける児童虐待相談の主な虐待者」においては、実母が虐待者の 8 割を占めている。これは、地域社会からの孤立や核家族化に

より、子育ての負担が母親に集中し、育児ストレスを抱えこんでいる母親が増加していることが一因であると考えている。

次に、5「要保護児童対策地域協議会での取扱件数」では、平成30度の取扱件数は要保護児童686件、要支援児童312件、特定妊婦76件となっている。取扱件数は、1年間で関わったケースのことであり、台帳計上を終了したケースも含んでいる。要保護児童については複雑なケースも増えており、スーパーバイザーに助言をいただくことで、ケースの見立て、適切な対応ができるよう取り組んでいる。また、虐待の未然防止においては、若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする特定妊婦への支援を母子保健と連携、強化している。平成30年度から、子育て世代包括支援センターを保健福祉センターと子育てリフレッシュ館の2か所に開設し、母子手帳の全件面談交付を行っている。面談を通して母子のリスク判断を行い、支援が必要とされるケースにおいては、関係機関と早期に連携し、対応している。台帳計上後は個別ケース検討会議を重ね、医療機関と連携しながら、妊婦及びその家庭状況、育児用品の準備状況、出産準備、親族の支援体制、子どもに対する愛着の有無等を確認し、家庭での養育が困難と判断されたケースについては、子ども家庭センターによる一時保護が実施される。出産後の家庭における養育で児童の安全に問題が見られる場合は、子育て支援課の保健師及び養育支援訪問の保育士と連携し、家庭訪問等で児童や家庭の状況を見守りつつ、支援を行っている。また、特定妊婦は出産に伴い妊婦ではなくなるため、出産後は、要保護児童として扱い、4ヵ月健診を目途に、主担当機関から本協議会の実務者会議に報告し、要保護児童、要支援児童、非該当の判定を行っている。特定妊婦における0歳児の重症事案は、厚生労働省の死亡報告例でも多く挙げられており、重症化するリスクも高いため、関係機関と連携しながら、転出先との引継ぎも丁寧に行い、きめ細かい対応を行っている。

次に、6「乳幼児健診未受診児の把握」については、平成30年度の乳幼児健診未受診児の調査件数14件のうち、東京出入国管理局にて出国確認したケースが10件、家庭訪問での確認が4件となっており、未受診児

の居所については全数把握できている。

最後に、市の取組として、平成 30 年度から、子育て世代包括支援センターとともに、子ども家庭総合支援拠点事業に取り組んでいる。平成 30 年度子ども家庭総合支援拠点の実績については、主な情報提供元として、民間保育園 22 件、公立保育園 24 件、小中学校 28 件、母子保健 3 件、リラット一時預かり 4 件、S S W 4 件を含む、101 件と認識している。引き続き、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等を図り、僅かな兆しをキャッチし、児童虐待に至る前に適切な支援につなぐことで、児童虐待の未然防止、早期対応を図っていく。

- (エ) 事務局・岡本（こどもを守る課）から、関係機関における新規事業の報告が求められたが、報告はなかった。

(3) 講義

浜田弁護士から、「児童虐待問題に関する最近の動き」についての以下のような講義がなされた。

〔浜田弁護士〕

全国統計の児童虐待相談対応件数について、前年度比約 119.5%、約 2 割の増加となっている。これは、単に毎年、虐待を受けている子どもが増えていくというものではなく、以前までは気にされていなかった言動等が世間の意識の高まりにより顕在化し、虐待と認識する範疇がより一層増えてきたと評価でき、困っている子どもが増えていることを認識しておかなければならない。

警察署から児童相談所への通告が、増加しており、昨年度の警察署からの通告が占める割合は 49%だったが、今年度は 50%を超えている。これについても、虐待であると認識する範疇が幅広く、軽度な事案であっても、虐待と捉え、大人がしっかりと対応することが必要であるという社会の認識が反映されていると考えるべきである。

一方、相談対応件数が増加するということは、児童相談所の対応件数が増加しているということであり、全国の児童相談所で人員増を中心とした体制強化を年々図っているが、相談件数の増加率は年間 15%から 20%であり、ボトルネックとなっている可能性がある。

「第1 最近の事例から」「1 社会の耳目を集める事案の発生」について説明すると、これは、東京都目黒区、千葉県野田市の事案のいずれも行政が対応していたにも関わらず、死亡という結果を回避出来なかった事案である。

次に、「2 目黒区の事件 経過」について。国の検証報告に基づき、東京都目黒区の事案の時間の経過を振り返り、虐待対応に関与する者が考えなければいけなかったポイントを考察する。

転出元自治体から転出先自治体への情報提供、児童相談所間のケース概要説明、ケースに係る関係資料の送付、家庭訪問の実施、これらの対応に少し時間がかかり過ぎていたのではないかと感じる。経過の中で、虐待対応に関与する者がどの時点で危機感を持てたか、また、その危機感を持った時にどのような対応ができるかを考えることが、同じような事案の発生を防ぐ手立てになる。一人ひとりのスキルの向上・マインドの醸成を高めていくことが重要である。

「3 課題」について説明すると、まず、転居に伴う引継ぎの難しさが挙げられる。児童相談所間では転居に伴う引継ぎを丁寧に行っていると認識しており、原則として、転出元児童相談所と転出先児童相談所が直接、引継ぎを行うこととされているが、日程調整等に時間を取られてしまい、情報共有がより一層、遅れてしまう可能性がある。電話やFAXで情報提供を迅速に行うことは有効であると考え。しかし、自分の持っている危機感を相手に伝えることは非常に難しい。これは、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という。）のケースについても当てはまることであり、ある機関が抱いている危機感を他の機関に共有することは難しく、普通に話しているだけでは伝わらないことを考慮しなければならない。

いかに説得的に相手に伝えられるか、記録をいかに丁寧かつ的確に読み取るかという話になるが、目黒区の事案において、記録が丁寧に記載されていれば、時間を要することなく、また、記録が的確であれば、危機感も伝わりやすいはずである。記録を常に整備された状態にすることが引継ぎの場面でも重要である。

「第2 児童福祉法の令和元年改正（原則として令和2年4月1日施行）」

について説明する。

大きな項目として、「2 体罰の禁止」が挙げられる。親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならず、児童福祉施設の長についても同様である。

「3 児相の体制強化など」、「4 児童相談所の設置促進」、「5 関係機関の連携強化」については、組織的な体制等に関することが中心となっており、その中でも、「4 児童相談所の設置促進」については、今後、注視しておく必要がある。

次に、「6 検討規程など」について、今後、虐待に関する法律改正が行われることが予想される。

民法の懲戒権のありかたについて、児童福祉法の改正において、体罰の禁止を規定したものの、民法では親から子どもに対しての懲戒権が認められている。懲戒権の削除については、審議会において議論されている。

児童の意見表明権を保障する仕組み等について、子どもは意見表明権を有しており、大人はそれを尊重しなければならない。意見表明権を保障するということは、全てにおいて子どもの言う通りにするという意味ではなく、子どもの意見を尊重し、説明をしっかりと行うという発想であり、現在、具体的な枠組みについて議論されている。

「第3 民法の令和元年改正（令和2年6月までには施行 詳細未定）」に伴い、「1 特別養子縁組についての改正（今年6月成立）」があり、以下の「2 主たる改正点」が挙げられた。

1点目、対象となる子どもの年齢が現行法では「原則として6歳未満、例外的に8歳未満」であったが、「原則として15歳未満、例外的に18歳未満」に改正された点。

2点目、父母の同意撤回制限について現行法では「同意は審判確定までいつでも撤回できる」であったが、「家庭裁判所の審判手続の中で同意した場合は、その後2週間以内しか撤回できない」と改正された点。

最後に、児童相談所長の申立権、参加権が新設された点。改正を受け、「3 実務がどう変わるか」について、現状では、全国で年間約500件の特別養子縁組が成立している。改正による特別養子縁組成立件数の増加が見込まれ、その際に、課題となるのが「高年齢児の縁組」である。今まで特別養子縁組

の対象外であった 7 歳から 15 歳までの、実親の記憶がある子どもについて配慮が必要になると考えられる。そのため、特別養子縁組がどこまで対応できるかは未知数である。

「4 今後の課題」について説明すると、これまでよりも実親支援が重要になる可能性がある。今回の法改正は、特別養子縁組の成立を支援する内容であり、一方で、実の子どもとの関係が切れてしまう親が増えることとなるので、悩みが増大する。その際、社会がどのように手を差し伸べることが出来るかについては、制度が追いついていないのが現状である。

最後に、家庭で養育される場を確保する手段は、特別養子縁組以外にも普通養子縁組や里親制度がある。また、特別養子縁組後に離縁を考えるに至った場合、特別養子縁組は離縁が極めて難しく、このような場合、離縁については家庭裁判所が慎重に判断することになるが、制度として課題があるのであれば、その部分を担保することを想定しておく必要がある。

家族の在り方を考えるきっかけになる可能性があるという意味で、大きな改正であると考えている。

(4) その他

事務局・岡本（こどもを守る課）から、資料 3 に基づき、要保護児童対策地域協議会主催の研修について、令和元年 8 月 19 日に開催される旨の説明がなされた。

また、資料 4 に基づき、児童虐待といじめ防止の駅前街頭啓発について、令和元年 11 月 1 日に実施される旨の説明がなされた。

最後に、次回の代表者会議は令和 2 年 2 月 5 日を予定している旨の説明がなされた。

以上をもって、会議は終了し、散会となった。